

長浜北幼稚園空調設備更新工事

設計図

令和 6年 5月

Ⅰ

工

事

概

要

工 事 場 所

長浜市 ニツ矢元町

工 事 期 間

契約締結日の翌日から11月29日まで

建 物 概 要

NO	建 物 名 称	構 造	階 数	竣 工 年 度	備 考
1					
2					
3					
4					

概 要 説 明

-

特 記 事 項

-

Ⅱ

設

備

工

事

仕

様

1. 標準仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁管轄部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（最新版）」（以下「改修標準」という。）「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」（以下「標準」という。）及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）」による。また、工事管理については国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修「機械設備工事監理指針（最新版）」を参考とする。
施工に際し、施工手引き書である機械設備工事施工チェックシートに従う。

2. 特記仕様書の表記

(1)項目は、番号に ○印の付いたものを適用する。
(2)特記事項は○印の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。
(3)特記事項に記載の〔 ・・・ 〕内表示番号は、改修標準の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(・・・・)内表示番号は、標準の当該項目、当該図又は当該表を示す。

Ⅲ

一

般

共

通

事

項

項 目	特 記 事 項
① 施工基準	本工事は、工事請負契約書及び同約款を遵守し、質問回答書、現場説明書、本特記仕様書を含む図面、標仕及び改修標準により完全に施工する。 上記相互間に相連のある場合の優先順位は、記載の順序とする。〔1. 1. 1〕 本図は工事の概要を示すものであるから、詳細位置等については監督職員と打合せの上、その指示に従い施工する。その他関係諸法規に基づき完全に施工する。 請負金額が500万円以上の場合は、契約(変更)、完成時のそれぞれ10日以内に登録すること。〔1. 1. 4〕
② 工事実績情報の登録(CORINS)	※施工計画書 提出回数 ※1部 〔1. 2. 2〕 ・施工图 提出回数 ※1部 〔1. 2. 3〕 ・完成図 提出回数 ※2部（A1、A3版縮小製本及び電子媒体）〔1. 8. 3〕 ・保金に関する資料 提出回数 ※2部 部 〔1. 8. 4〕
③ 提出図書	
④ 施工体制	受注者等は、公共工事入札契約適正化法に基づき施工体制台帳の写しを提出すること。 また、市担当者から施工体制の点検を求められたら対応し、指摘がある場合は是正すること。〔1. 3. 1〕
⑤ 技術管理	請負人は、建設業法で定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し、技術管理に当ると共に建築主体工事、電気設備工事、その他関連工事についてその施工者と綿密な連絡をとる全工事に交関なき様施工する。
6 施工条件	次に指定する工程・作業は指定の日時に行うこと。〔1. 3. 3〕 工程・作業 指定日時
7 地元説明会	受注者等は、施工に先立ち地元自治会、近隣住人等に工事施工内容の説明を行うこと。〔1. 3. 5〕
8 近隣家屋の調査	受注者等は、工事の着手前および完了後に、図示部分の近隣家庭調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷等が生じた場合は請負人の責任において現状に復旧すること。また、受注者が自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋・工作物等についても調査を行うこと。〔1. 3. 5〕
⑨ 総括安全衛生管理義務者	労働安全衛生法第30条第2項の総括安全衛生管理義務者には、（建築工事 ・ 電気設備工事・※機械設備工事）の受注者等を指名する。〔1. 3. 5〕
⑩ 安全対策	各種関係法令に基づき、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努め、施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺の環境保全を図り工事全般の対策を講ずること。 また、施設運営にも担当者と協議を行い支障のないよう努めること。〔1. 3. 5～8〕
⑪ 公害対策	工事着手前に付近の状況を調査し、騒音、振動、塵埃の発生、土壌汚染、排水汚染等公害発生のなきよう、工事竣工まで万全の対策を講ずること。〔1. 3. 9〕
⑫ 産業廃棄物の処理	受注者等は、産業廃棄物を適正に処理するにあたり下記事項を含め、事前に監督職員に施工計画書を提出して承諾を受けのこと。 (1) 本工事に使用する特定建設資材及び排出する特定建設資材廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」を厳守し、分別解体及び再資源化等実施すること。 (2) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」（リサイクル法）及び建設副産物適正処理推進要綱を厳守し、建設副産物の発生抑制および再利用の促進に努めること。 (3) 請負人は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を厳守し、同法第12条の1によるマニフェストシステムによりの確に実施すること。〔5. 1. 1～2〕
⑬ 発生材の処理等	※構外搬出適切処理 ・指定（ ） 〔5. 1. 1～2〕
⑭ 石綿含有建材の事前調査制度	※大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する法令等に基づき実施すること。また、調査結果を石綿事前調査結果報告システム等を使用し報告を行うこと。 1. 調査範囲、既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与等は、下記による。 調査範囲 ○当該施工範囲 ・図示 貸与書類 ○建設当初図面 ・調査結果 分析方法 ○JIS に規定されている定性分析方法にて行うこと。 ○JIS に規定されている定性分析を行った上定量分析を行うこと。 測定箇所 ・ 箇所 ・ 図示

Ⅲ

二

般

共

通

事

項

15 技能士

適用工事種別 ・ 配管施工：1級
・ 冷媒・空調調和施工：1級
・ 熱絶縁施工：1級
・ 建築板金施工 〔1. 6. 2〕

16 化学物質の濃度測定

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度をパッシブ法にて測定し、報告すること。
また、基準値を満たさない場合は、対策を講じたのち再測定を行うこと。 〔1. 6. 9〕
測定箇所 ・ 箇所 ・ 図示

⑰ 取扱説明書の作成

竣工引渡し時に取扱説明書等必要書類を必要部数作成し、ファイリングして提出すること。
(部数、詳細については、監督職員の指示による。) 〔1. 8. 4〕

⑱ 現場代理人等

イ「長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準」に従い、現場代理人を決定し届け出ること。
ロ 現場代理人は、受注者等との直接的な雇用関係を証するものを「現場代理人等届」に添付すること。また、「現場代理人等変更届」も同様とする。
ハ 主任（監理）技術者も同様の確認を受けなければならない。
ニ 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。

⑲ 工事写真

区 分	撮影箇所	提出部数	備 考
着工前、完成	・3 ※6 ・15 ・30	3	同じ位置で撮影すること。
工事中		1	必要に応じ撮影する。
定期提出	代表的な出来高の部分	1	工事日報用

工事写真の撮影要領は、「工事写真撮影ガイドブック・機械設備工事編」(国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修)による。
竣工写真はキャビネ版カラープリントによる写真を製本し、また、画像データを電子媒体で各1部提出すること。
各種下請業者、製造所等市内で供給出来るものについては、極力市内業者を選定すること。
製品等は特記されたものまたは同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。
受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等を工事目的物に付するとともに、労働災害保険及び第三者等への対人賠償、対物賠償についても補償を受ける保険に加入し、その証書の写しを監督員に提出すること。
また、本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
工事中に万一事故が発生した場合は、速やかに監督員に連絡すること。
工事者事前に製本を作成し、監督職員に提出のこと。A3サイズ 2部数(CADデータ共)
設計図書に明記なくとも機能上、構造上当然必要と認められる 軽微な変更および追加工事においては、請負金額の増減対象としない。

⑳ 竣工写真

⑰ 下請業者等の選定

㉑ 保険等

23 設計図の製本

⑳ 軽微な変更

㉒ 不当介入に関する通報制度

26 特殊な材料の工法

27 各種検査合格書等

28 建築工事との取合

29 シナ等の保管

30 火気の管理

31 過積載防止の措置

32 騒音振動の防止

33 不法無線局の排除

34 ユニークサリイ

35 別途工事との連絡協議

36 申請等

37 仮設電力料金等

38 既存設備関係

39 公害対策

40 技術検査

41 施工上の留意事項等

42 長浜市週休2日取組指定工事の実施

Ⅲ

三

般

共

通

事

項

適用工事種別 ・ 配管施工：1級
・ 冷媒・空調調和施工：1級
・ 熱絶縁施工：1級
・ 建築板金施工 〔1. 6. 2〕

16 化学物質の濃度測定

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度をパッシブ法にて測定し、報告すること。
また、基準値を満たさない場合は、対策を講じたのち再測定を行うこと。 〔1. 6. 9〕
測定箇所 ・ 箇所 ・ 図示

⑰ 取扱説明書の作成

竣工引渡し時に取扱説明書等必要書類を必要部数作成し、ファイリングして提出すること。
(部数、詳細については、監督職員の指示による。) 〔1. 8. 4〕

⑱ 現場代理人等

イ「長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準」に従い、現場代理人を決定し届け出ること。
ロ 現場代理人は、受注者等との直接的な雇用関係を証するものを「現場代理人等届」に添付すること。また、「現場代理人等変更届」も同様とする。
ハ 主任（監理）技術者も同様の確認を受けなければならない。
ニ 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。

⑲ 工事写真

区 分	撮影箇所	提出部数	備 考
着工前、完成	・3 ※6 ・15 ・30	3	同じ位置で撮影すること。
工事中		1	必要に応じ撮影する。
定期提出	代表的な出来高の部分	1	工事日報用

工事写真の撮影要領は、「工事写真撮影ガイドブック・機械設備工事編」(国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修)による。
竣工写真はキャビネ版カラープリントによる写真を製本し、また、画像データを電子媒体で各1部提出すること。
各種下請業者、製造所等市内で供給出来るものについては、極力市内業者を選定すること。
製品等は特記されたものまたは同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。
受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等を工事目的物に付するとともに、労働災害保険及び第三者等への対人賠償、対物賠償についても補償を受ける保険に加入し、その証書の写しを監督員に提出すること。
また、本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
工事中に万一事故が発生した場合は、速やかに監督員に連絡すること。
工事者事前に製本を作成し、監督職員に提出のこと。A3サイズ 2部数(CADデータ共)
設計図書に明記なくとも機能上、構造上当然必要と認められる 軽微な変更および追加工事においては、請負金額の増減対象としない。

⑳ 竣工写真

⑰ 下請業者等の選定

㉑ 保険等

23 設計図の製本

⑳ 軽微な変更

㉒ 不当介入に関する通報制度

26 特殊な材料の工法

27 各種検査合格書等

28 建築工事との取合

29 シナ等の保管

30 火気の管理

31 過積載防止の措置

32 騒音振動の防止

33 不法無線局の排除

34 ユニークサリイ

35 別途工事との連絡協議

36 申請等

37 仮設電力料金等

38 既存設備関係

39 公害対策

40 技術検査

41 施工上の留意事項等

42 長浜市週休2日取組指定工事の実施

Ⅲ

四

般

共

通

事

項

適用工事種別 ・ 配管施工：1級
・ 冷媒・空調調和施工：1級
・ 熱絶縁施工：1級
・ 建築板金施工 〔1. 6. 2〕

16 化学物質の濃度測定

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度をパッシブ法にて測定し、報告すること。
また、基準値を満たさない場合は、対策を講じたのち再測定を行うこと。 〔1. 6. 9〕
測定箇所 ・ 箇所 ・ 図示

⑰ 取扱説明書の作成

竣工引渡し時に取扱説明書等必要書類を必要部数作成し、ファイリングして提出すること。
(部数、詳細については、監督職員の指示による。) 〔1. 8. 4〕

⑱ 現場代理人等

イ「長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準」に従い、現場代理人を決定し届け出ること。
ロ 現場代理人は、受注者等との直接的な雇用関係を証するものを「現場代理人等届」に添付すること。また、「現場代理人等変更届」も同様とする。
ハ 主任（監理）技術者も同様の確認を受けなければならない。
ニ 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。

⑲ 工事写真

区 分	撮影箇所	提出部数	備 考
着工前、完成	・3 ※6 ・15 ・30	3	同じ位置で撮影すること。
工事中		1	必要に応じ撮影する。
定期提出	代表的な出来高の部分	1	工事日報用

工事写真の撮影要領は、「工事写真撮影ガイドブック・機械設備工事編」(国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修)による。
竣工写真はキャビネ版カラープリントによる写真を製本し、また、画像データを電子媒体で各1部提出すること。
各種下請業者、製造所等市内で供給出来るものについては、極力市内業者を選定すること。
製品等は特記されたものまたは同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。
受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等を工事目的物に付するとともに、労働災害保険及び第三者等への対人賠償、対物賠償についても補償を受ける保険に加入し、その証書の写しを監督員に提出すること。
また、本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
工事中に万一事故が発生した場合は、速やかに監督員に連絡すること。
工事者事前に製本を作成し、監督職員に提出のこと。A3サイズ 2部数(CADデータ共)
設計図書に明記なくとも機能上、構造上当然必要と認められる 軽微な変更および追加工事においては、請負金額の増減対象としない。

⑳ 竣工写真

⑰ 下請業者等の選定

㉑ 保険等

23 設計図の製本

⑳ 軽微な変更

㉒ 不当介入に関する通報制度

26 特殊な材料の工法

27 各種検査合格書等

28 建築工事との取合

29 シナ等の保管

30 火気の管理

31 過積載防止の措置

32 騒音振動の防止

33 不法無線局の排除

34 ユニークサリイ

35 別途工事との連絡協議

36 申請等

37 仮設電力料金等

38 既存設備関係

39 公害対策

40 技術検査

41 施工上の留意事項等

42 長浜市週休2日取組指定工事の実施

Ⅲ

五

般

共

通

事

項

適用工事種別 ・ 配管施工：1級
・ 冷媒・空調調和施工：1級
・ 熱絶縁施工：1級
・ 建築板金施工 〔1. 6. 2〕

16 化学物質の濃度測定

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度をパッシブ法にて測定し、報告すること。
また、基準値を満たさない場合は、対策を講じたのち再測定を行うこと。 〔1. 6. 9〕
測定箇所 ・ 箇所 ・ 図示

⑰ 取扱説明書の作成

竣工引渡し時に取扱説明書等必要書類を必要部数作成し、ファイリングして提出すること。
(部数、詳細については、監督職員の指示による。) 〔1. 8. 4〕

⑱ 現場代理人等

イ「長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準」に従い、現場代理人を決定し届け出ること。
ロ 現場代理人は、受注者等との直接的な雇用関係を証するものを「現場代理人等届」に添付すること。また、「現場代理人等変更届」も同様とする。
ハ 主任（監理）技術者も同様の確認を受けなければならない。
ニ 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。

⑲ 工事写真

区 分	撮影箇所	提出部数	備 考
着工前、完成	・3 ※6 ・15 ・30	3	同じ位置で撮影すること。
工事中		1	必要に応じ撮影する。
定期提出	代表的な出来高の部分	1	工事日報用

工事写真の撮影要領は、「工事写真撮影ガイドブック・機械設備工事編」(国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修)による。
竣工写真はキャビネ版カラープリントによる写真を製本し、また、画像データを電子媒体で各1部提出すること。
各種下請業者、製造所等市内で供給出来るものについては、極力市内業者を選定すること。
製品等は特記されたものまたは同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。
受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等を工事目的物に付するとともに、労働災害保険及び第三者等への対人賠償、対物賠償についても補償を受ける保険に加入し、その証書の写しを監督員に提出すること。
また、本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
工事中に万一事故が発生した場合は、速やかに監督員に連絡すること。
工事者事前に製本を作成し、監督職員に提出のこと。A3サイズ 2部数(CADデータ共)
設計図書に明記なくとも機能上、構造上当然必要と認められる 軽微な変更および追加工事においては、請負金額の増減対象としない。

⑳ 竣工写真

⑰ 下請業者等の選定

㉑ 保険等

23 設計図の製本

⑳ 軽微な変更

㉒ 不当介入に関する通報制度

26 特殊な材料の工法

27 各種検査合格書等

28 建築工事との取合

29 シナ等の保管

30 火気の管理

31 過積載防止の措置

32 騒音振動の防止

33 不法無線局の排除

34 ユニークサリイ

35 別途工事との連絡協議

36 申請等

37 仮設電力料金等

38 既存設備関係

39 公害対策

40 技術検査

41 施工上の留意事項等

42 長浜市週休2日取組指定工事の実施

Ⅲ

六

般

共

通

事

項

適用工事種別 ・ 配管施工：1級
・ 冷媒・空調調和施工：1級
・ 熱絶縁施工：1級
・ 建築板金施工 〔1. 6. 2〕

16 化学物質の濃度測定

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度をパッシブ法にて測定し、報告すること。
また、基準値を満たさない場合は、対策を講じたのち再測定を行うこと。 〔1. 6. 9〕
測定箇所 ・ 箇所 ・ 図示

⑰ 取扱説明書の作成

竣工引渡し時に取扱説明書等必要書類を必要部数作成し、ファイリングして提出すること。
(部数、詳細については、監督職員の指示による。) 〔1. 8. 4〕

⑱ 現場代理人等

イ「長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準」に従い、現場代理人を決定し届け出ること。
ロ 現場代理人は、受注者等との直接的な雇用関係を証するものを「現場代理人等届」に添付すること。また、「現場代理人等変更届」も同様とする。
ハ 主任（監理）技術者も同様の確認を受けなければならない。
ニ 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。

⑲ 工事写真

区 分	撮影箇所	提出部数	備 考
着工前、完成	・3 ※6 ・15 ・30	3	同じ位置で撮影すること。
工事中		1	必要に応じ撮影する。
定期提出	代表的な出来高の部分	1	工事日報用

工事写真の撮影要領は、「工事写真撮影ガイドブック・機械設備工事編」(国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修)による。
竣工写真はキャビネ版カラープリントによる写真を製本し、また、画像データを電子媒体で各1部提出すること。
各種下請業者、製造所等市内で供給出来るものについては、極力市内業者を選定すること。
製品等は特記されたものまたは同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。
受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等を工事目的物に付するとともに、労働災害保険及び第三者等への対人賠償、対物賠償についても補償を受ける保険に加入し、その証書の写しを監督員に提出すること。
また、本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
工事中に万一事故が発生した場合は、速やかに監督員に連絡すること。
工事者事前に製本を作成し、監督職員に提出のこと。A3サイズ 2部数(CADデータ共)
設計図書に明記なくとも機能上、構造上当然必要と認められる 軽微な変更および追加工事においては、請負金額の増減対象としない。

⑳ 竣工写真

⑰ 下請業者等の選定

㉑ 保険等

23 設計図の製本

⑳ 軽微な変更

㉒ 不当介入に関する通報制度

26 特殊な材料の工法

27 各種検査合格書等

28 建築工事との取合

29 シナ等の保管

30 火気の管理

31 過積載防止の措置

32 騒音振動の防止

33 不法無線局の排除

34 ユニークサリイ

35 別途工事との連絡協議

36 申請等

37 仮設電力料金等

38 既存設備関係

39 公害対策

40 技術検査

41 施工上の留意事項等

42 長浜市週休2日取組指定工事の実施

Ⅲ

七

般

共

通

事

項

適用工事種別 ・ 配管施工：1級
・ 冷媒・空調調和施工：1級
・ 熱絶縁施工：1級
・ 建築板金施工 〔1. 6. 2〕

16 化学物質の濃度測定

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度をパッシブ法にて測定し、報告すること。
また、基準値を満たさない場合は、対策を講じたのち再測定を行うこと。 〔1. 6. 9〕
測定箇所 ・ 箇所 ・ 図示

⑰ 取扱説明書の作成

竣工引渡し時に取扱説明書等必要書類を必要部数作成し、ファイリングして提出すること。
(部数、詳細については、監督職員の指示による。) 〔1. 8. 4〕

⑱ 現場代理人等

イ「長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準」に従い、現場代理人を決定し届け出ること。
ロ 現場代理人は、受注者等との直接的な雇用関係を証するものを「現場代理人等届」に添付すること。また、「現場代理人等変更届」も同様とする。
ハ 主任（監理）技術者も同様の確認を受けなければならない。
ニ 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。

⑲ 工事写真

区 分	撮影箇所	提出部数	備 考
着工前、完成	・3 ※6 ・15 ・30	3	同じ位置で撮影すること。
工事中		1	必要に応じ撮影する。
定期提出	代表的な出来高の部分	1	工事日報用

工事写真の撮影要領は、「工事写真撮影ガイドブック・機械設備工事編」(国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修)による。
竣工写真はキャビネ版カラープリントによる写真を製本し、また、画像データを電子媒体で各1部提出すること。
各種下請業者、製造所等市内で供給出来るものについては、極力市内業者を選定すること。
製品等は特記されたものまたは同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。
受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等を工事目的物に付するとともに、労働災害保険及び第三者等への対人賠償、対物賠償についても補償を受ける保険に加入し、その証書の写しを監督員に提出すること。
また、本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
工事中に万一事故が発生した場合は、速やかに監督員に連絡すること。
工事者事前に製本を作成し、監督職員に提出のこと。A3サイズ 2部数(CADデータ共)
設計図書に明記なくとも機能上、構造上当然必要と認められる 軽微な変更および追加工事においては、請負金額の増減対象としない。

⑳ 竣工写真

⑰ 下請業者等の選定

㉑ 保険等

23 設計図の製本

⑳ 軽微な変更

㉒ 不当介入に関する通報制度

26 特殊な材料の工法

27 各種検査合格書等

28 建築工事との取合

29 シナ等の保管

30 火気の管理

31 過積載防止の措置

32 騒音振動の防止

33 不法無線局の排除

34 ユニークサリイ

35 別途工事との連絡協議

36 申請等

37 仮設電力料金等

38 既存設備関係

39 公害対策

40 技術検査

41 施工上の留意事項等

42 長浜市週休2日取組指定工事の実施

Ⅲ

八

般

共

通

事

項

適用工事種別 ・ 配管施工：1級
・ 冷媒・空調調和施工：1級
・ 熱絶縁施工：1級
・ 建築板金施工 〔1. 6. 2〕

16 化学物質の濃度測定

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度をパッシブ法にて測定し、報告すること。
また、基準値を満たさない場合は、対策を講じたのち再測定を行うこと。 〔1. 6. 9〕
測定箇所 ・ 箇所 ・ 図示

⑰ 取扱説明書の作成

竣工引渡し時に取扱説明書等必要書類を必要部数作成し、ファイリングして提出すること。
(部数、詳細については、監督職員の指示による。) 〔1. 8. 4〕

⑱ 現場代理人等

イ「長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準」に従い、現場代理人を決定し届け出ること。
ロ 現場代理人は、受注者等との直接的な雇用関係を証するものを「現場代理人等届」に添付すること。また、「現場代理人等変更届」も同様とする。
ハ 主任（監理）技術者も同様の確認を受けなければならない。
ニ 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。

⑲ 工事写真

区 分	撮影箇所	提出部数	備 考
着工前、完成	・3 ※6 ・15 ・30	3	同じ位置で撮影すること。
工事中		1	必要に応じ撮影する。
定期提出	代表的な出来高の部分	1	工事日報用

工事写真の撮影要領は、「工事写真撮影ガイドブック・機械設備工事編」(国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修)による。
竣工写真はキャビネ版カラープリントによる写真を製本し、また、画像データを電子媒体で各1部提出すること。
各種下請業者、製造所等市内で供給出来るものについては、極力市内業者を選定すること。
製品等は特記されたものまたは同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。
受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等を工事目的物に付するとともに、労働災害保険及び第三者等への対人賠償、対物賠償についても補償を受ける保険に加入し、その証書の写しを監督員に提出すること。
また、本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
工事中に万一事故が発生した場合は、速やかに監督員に連絡すること。
工事者事前に製本を作成し、監督職員に提出のこと。A3サイズ 2部数(CADデータ共)
設計図書に明記なくとも機能上、構造上当然必要と認められる 軽微な変更および追加工事においては、請負金額の増減対象としない。

⑳ 竣工写真

⑰ 下請業者等の選定

㉑ 保険等

23 設計図の製本

⑳ 軽微な変更

㉒ 不当介入に関する通報制度

26 特殊な材料の工法

27 各種検査合格書等

28 建築工事との取合

29 シナ等の保管

30 火気の管理

31 過積載防止の措置

32 騒音振動の防止

33 不法無線局の排除

34 ユニークサリイ

35 別途工事との連絡協議

36 申請等

37 仮設電力料金等

38 既存設備関係

39 公害対策

40 技術検査

41 施工上の留意事項等

42 長浜市週休2日取組指定工事の実施

Ⅲ

九

般

共

通

事

項

適用工事種別 ・ 配管施工：1級
・ 冷媒・空調調和施工：1級
・ 熱絶縁施工：1級
・ 建築板金施工 〔1. 6. 2〕

16 化学物質の濃度測定

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度をパッシブ法にて測定し、報告すること。
また、基準値を満たさない場合は、対策を講じたのち再測定を行うこと。 〔1. 6. 9〕
測定箇所 ・ 箇所 ・ 図示

⑰ 取扱説明書の作成

竣工引渡し時に取扱説明書等必要書類を必要部数作成し、ファイリングして提出すること。
(部数、詳細については、監督職員の指示による。) 〔1. 8. 4〕

⑱ 現場代理人等

イ「長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準」に従い、現場代理人を決定し届け出ること。
ロ 現場代理人は、受注者等との直接的な雇用関係を証するものを「現場代理人等届」に添付すること。また、「現場代理人等変更届」も同様とする。
ハ 主任（監理）技術者も同様の確認を受けなければならない。
ニ 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。

⑲ 工事写真

区 分	撮影箇所	提出部数	備 考
着工前、完成	・3 ※6 ・15 ・30	3	同じ位置で撮影すること。
工事中		1	必要に応じ撮影する。
定期提出	代表的な出来高の部分	1	工事日報用

工事写真の撮影要領は、「工事写真撮影ガイドブック・機械設備工事編」(国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修)による。
竣工写真はキャビネ版カラープリントによる写真を製本し、また、画像データを電子媒体で各1部提出すること。
各種下請業者、製造所等市内で供給出来るものについては、極力市内業者を選定すること。
製品等は特記されたものまたは同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。
受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等を工事目的物に付するとともに、労働災害保険及び第三者等への対人賠償、対物賠償についても補償を受ける保険に加入し、その証書の写しを監督員に提出すること。
また、本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
工事中に万一事故が発生した場合は、速やかに監督員に連絡すること。
工事者事前に製本を作成し、監督職員に提出のこと。A3サイズ 2部数(CADデータ共)
設計図書に明記なくとも機能上、構造上当然必要と認められる 軽微な変更および追加工事においては、請負金額の増減対象としない。

⑳ 竣工写真

⑰ 下請業者等の選定

㉑ 保険等

23 設計図の製本

⑳ 軽微な変更

㉒ 不当介入に関する通報制度

26 特殊な材料の工法

27 各種検査合格書等

28 建築工事との取合

29 シナ等の保管

30 火気の管理

31 過積載防止の措置

32 騒音振動の防止

33 不法無線局の排除

34 ユニークサリイ

35 別途工事との連絡協議

36 申請等

37 仮設電力料金等

38 既存設備関係

39 公害対策

40 技術検査

41 施工上の留意事項等

42 長浜市週休2日取組指定工事の実施

Ⅲ

十

般

共

通

事

項

適用工事種別 ・ 配管施工：1級
・ 冷媒・空調調和施工：1級
・ 熱絶縁施工：1級
・ 建築板金施工 〔1. 6. 2〕

16 化学物質の濃度測定

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度をパッシブ法にて測定し、報告すること。
また、基準値を満たさない場合は、対策を講じたのち再測定を行うこと。 〔1. 6. 9〕
測定箇所 ・ 箇所 ・ 図示

⑰ 取扱説明書の作成

竣工引渡し時に取扱説明書等必要書類を必要部数作成し、ファイリングして提出すること。
(部数、詳細については、監督職員の指示による。) 〔1. 8. 4〕

⑱ 現場代理人等

イ「長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準」に従い、現場代理人を決定し届け出ること。
ロ 現場代理人は、受注者等との直接的な雇用関係を証するものを「現場代理人等届」に添付すること。また、「現場代理人等変更届」も同様とする。
ハ 主任（監理）技術者も同様の確認を受けなければならない。
ニ 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。

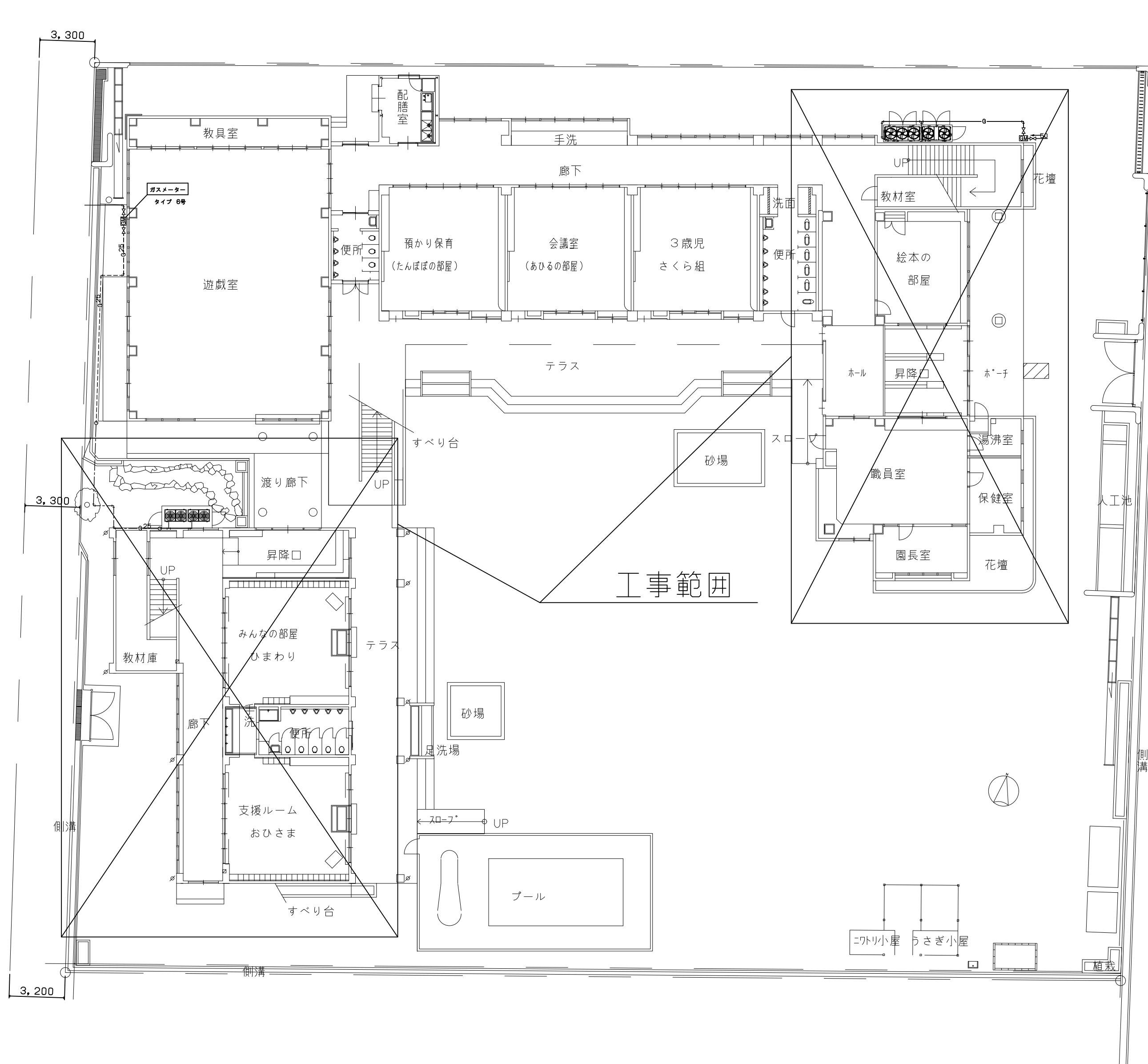
⑲ 工事写真

区 分	撮影箇所	提出部数	備 考
着工前、完成	・3 ※6 ・15 ・30	3	同じ位置で撮影すること。
工事中		1	必要に応じ撮影する。
定期提出	代表的な出来高の部分	1	工事日報用

工事写真の撮影要領は、「工事写真撮影ガイドブック・機械設備工事編」(国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修)による。
竣工写真はキャビネ版カラープリントによる写真を製本し、また、画像データを電子媒体で各1部提出すること。
各種下請業者、製造所等市内で供給出来るものについては、極力市内業者を選定すること。
製品等は特記されたものまたは同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。
受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等を工事目的物に付するとともに、労働災害保険及び第三者等への対人賠償、対物賠償についても補償を受ける保険に加入し、その証書の写しを監督員に提出すること。
また、本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
工事中に万一事故が発生した場合は、速やかに監督員に連絡すること。
工事者事前に製本を作成し、監督職員に提出のこと。A3サイズ 2部数(CADデータ共)
設計図書に明記なくとも機能上、構造上当然必要と認められる 軽微な変更および追加工事においては、請負金額の増減対象としない。

⑳ 竣工写真

⑰ 下請業者等の



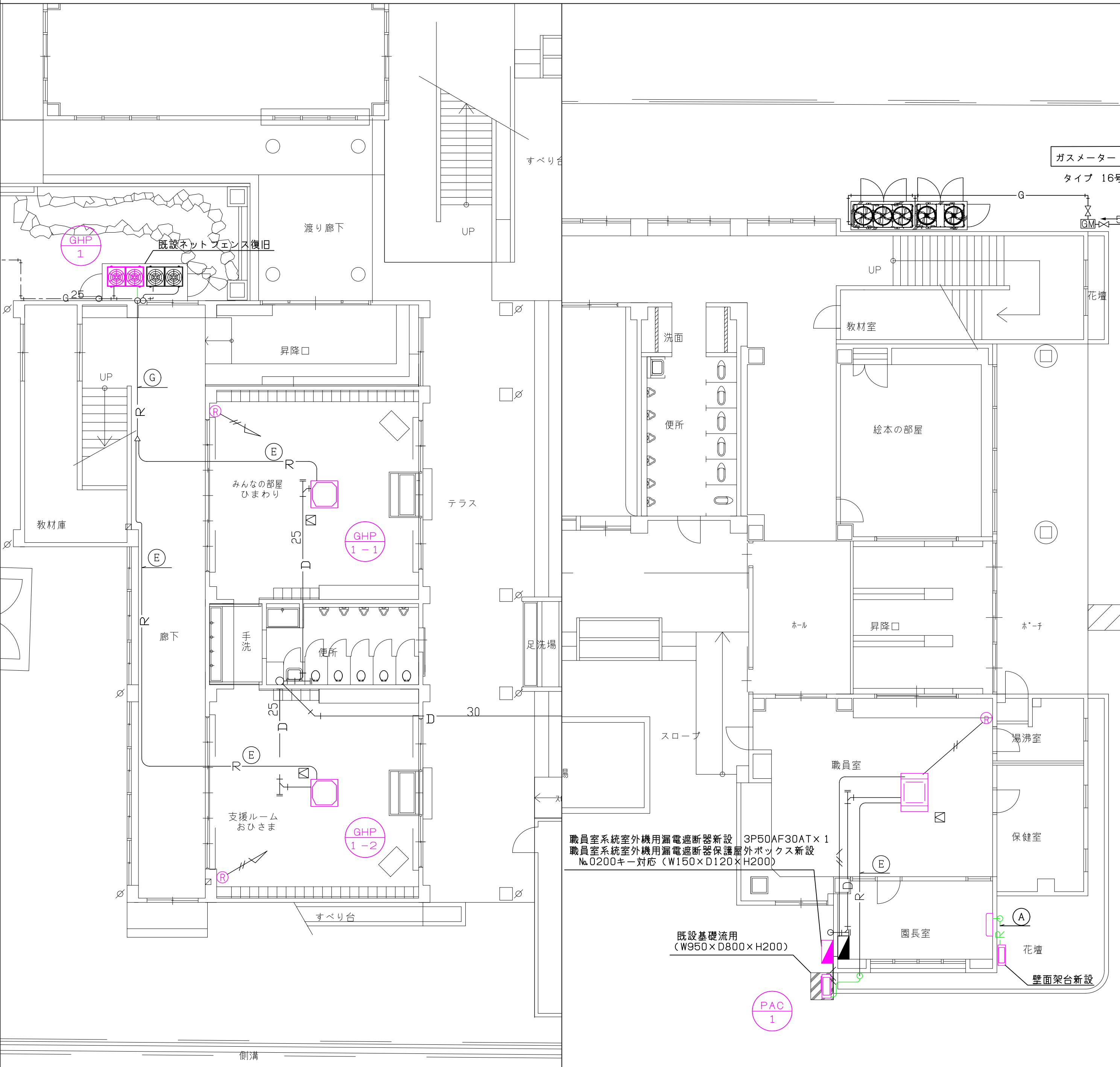
機器表（新設）

記 号	名 称	仕 様 / 形 式	電 源	消費電力	台 数	備考／参考品番
	GHP 室外ユニット	形式：リニューアル兼用（燃料種統合機・消臭融壁仕様）	1φ200V	冷 0.499kW 暖 0.507kW	1	増築棟 1F ヤンマー YNZP280L1NB ※既存基礎利用（平面詳細図参照）
		能力：冷房 28.0kW 暖房 31.5kW				
		質量：620kg				
		付属品：風向調整板				
	GHP 室内ユニット	形式：天井埋込カセット形（4方向吹出）	1φ200V	冷 0.209kW 暖 0.200kW	2	ひまわり、おひさま ヤンマー YZCP140NA ※天井解体復旧を見込むこと
		能力：冷房 14.0kW 暖房 16.0kW				
		質量：26kg				
		付属品：リモコン・化粧パネル				
	パッケージエアコン	形式：天井埋込カセット形（4方向吹出）	3φ200V	冷 2.20kW 暖 2.20kW	1	職員室 ダイキン SSRC112C ※既存基礎利用（平面詳細図参照）
		能力：冷房 10.0kW 暖房 11.2kW				
		質量：90.0kg + 25.0kg				
		付属品：ワイヤードリモコン・化粧パネル・ワイドパネル				
	ルームエアコン	形式：壁掛け形	1φ200V	冷 0.750kW 暖 0.865kW	1	園長室 ダイキン S284ATCS-W、K-KTZ5G2
		能力：冷房 2.8kW 暖房 3.6kW				
		質量：25.0kg + 10.5kg				
		付属品：壁面置台				

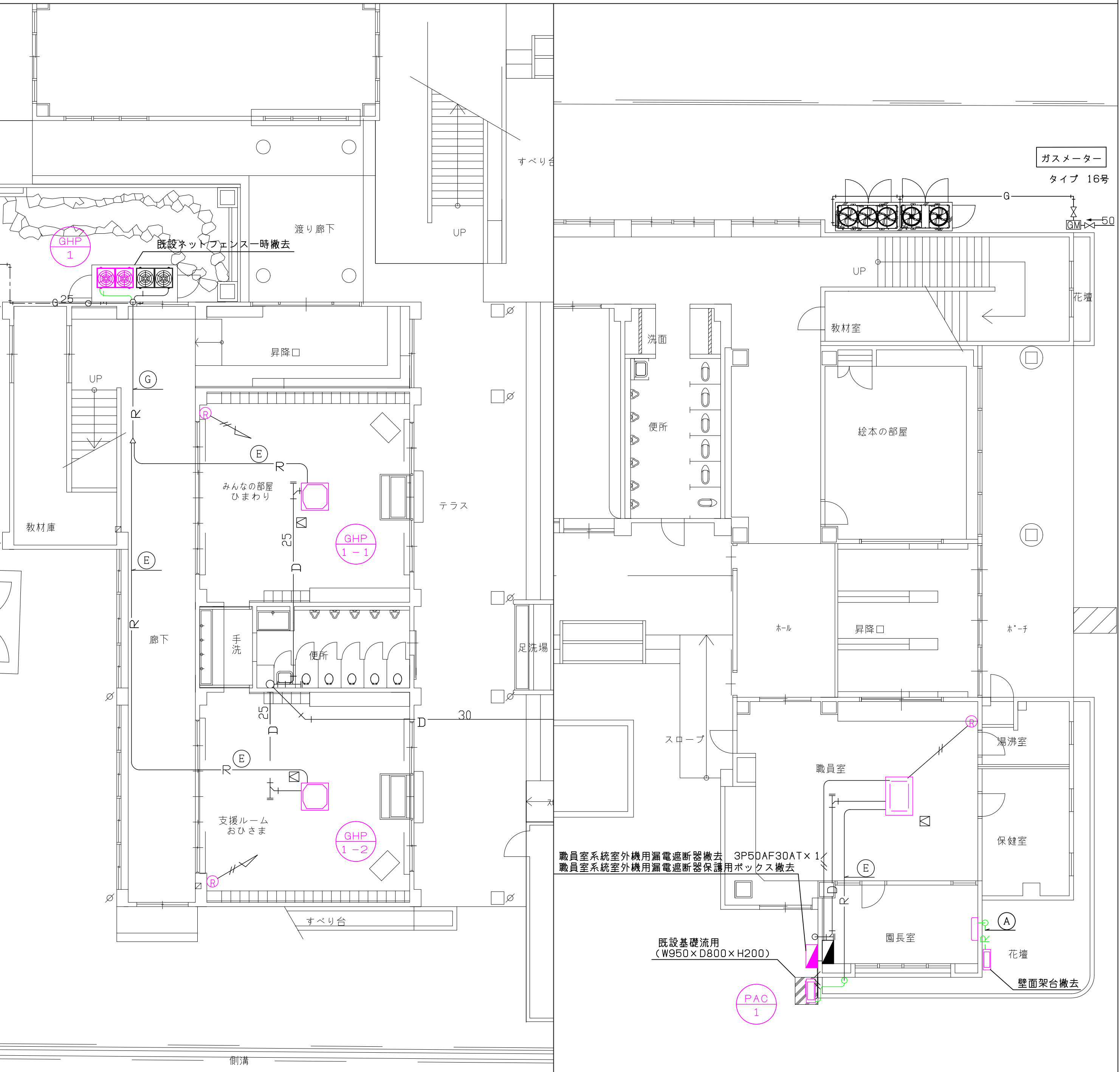
機器表（撤去）

記 号	名 称	仕 様 / 形 式	電 源	消費電力	台 数	備考/参考品番
	GHP 室外ユニット	形式：標準機	1φ200V	冷 0.85kW 暖 0.86kW	1	増築棟1F ヤンマー YNZJ280EAN ※既存基礎利用(平面詳細図参照)
		能力：冷房 28.0kW 暖房 33.5kW				
		質量：700kg				
		付属品：風向調整板・防振架台				
	GHP 室内ユニット	形式：天井埋込カセット形(4方向吹出)	1φ200V	冷 0.163kW 暖 0.157kW	2	ひまわり、おひさま ヤンマー YZOP140KD ※天井解体復旧を見込むこと
		能力：冷房 14.0kW 暖房 17.0kW				
		質量：27kg				
		付属品：リモコン・化粧パネル・ドレンアップ				
	パッケージエアコン	形式：天井埋込カセット形(4方向吹出)	3φ200V	冷 3.92kW 暖 - kW	1	職員室 ダイキン FHYCJ112F、RJ112F ※既存基礎利用(平面詳細図参照)
		能力：冷房 11.2kW 暖房 - kW				
		質量：98.0kg + 33.0kg				
		付属品：リモコン・化粧パネル・ドレンアップ				
	ルームエアコン	形式：壁掛け形	1φ200V	冷 0.520kW 暖 0.635kW	1	園長室 パナソニック SAP-ZK28X
		能力：冷房 2.8kW 暖房 2.8kW				
		質量：30kg + 10kg				
		付属品：壁面置台				

改 修 平 面 図 (1/100 A3 : 1/200)



撤 去 平 面 図 (1/100 A3 : 1/200)



注記
施設を利用しながらの工事となるため、施設側と協議の上、施工計画を立てること。
屋外露出配管部はSUS鋼板ラッキング仕上げとする。
既設機器の冷媒ガスは全量回収のうえ破壊処分を行い、破壊証明を提出すること。
冷媒配管は施工後、気密試験を行い、試運転結果と共に成績書を提出すること。
ガス配管はガス栓及び強化ガスホース以降を取替とし、適宜延長すること。
冷凍機油に鉄粉等の摩耗粉が著しく含まれており、更新に支障をきたすと判断される場合は、監督員と協議のうえ配管洗浄を行うこと。
空調ドレン管は既設流用とするが、既設管の通水を確認したうえで接続すること。
冷媒配管は再利用のため残置とするが、機器接続部は適宜延長し、フレア接続部は新設する機器に合わせて新たに再加工すること。
フレアナットは新品のものを使用し、既設品は使用しないこと。
室内機の支持は既設支持金物を再利用とするが、十分な支持が取れない場合は、新たに支持金物を追加すること。
室内外機電源、連絡線及びリモコン配線は残置とし、既設流用とする。
室外機は転倒防止措置を施し、系統名の標記をすること。
不要な配管配線等はすべて撤去すること。
空調設備の設置については、メーカーの基準に従い必要なメンテナンススペース等を確保して設置すること。
完成図書に含む工事写真とは別に、施工前、施工完了時における機器設置状況を全数写真で撮影し市の所定様式にまとめ、合わせて撮影方向図を作成し、紙及び電子媒体にて提出すること。
黒線は既設流用とし、カラー線を新設すること。

冷凍配管 サイズ	
Ⓐ	φ9.5, φ6.4
Ⓑ	φ12.7, φ6.4
Ⓒ	φ15.9, φ6.4
Ⓓ	φ15.9, φ9.5
Ⓔ	φ19.1, φ9.5
Ⓕ	φ22.2, φ9.5
Ⓖ	φ28.6, φ12.7
Ⓗ	φ31.8, φ15.9
Ⓘ	φ31.8, φ12.7
⓫	φ38.1, φ19.1
⓬	φ25.4, φ12.7
⓭	φ31.8, φ19.1

凡例	
—R—	新設冷媒管
—D—	新設ドレン管
—G—	新設ガス管
—R—	既設冷媒管
—D—	既設ドレン管
—G—	既設ガス管
—	CVV 1.25 ~ 20 天井コロガシ
—	EM-EEF 2.0 ~ 30(1E) 天井コロガシ
□	既設点検口